

平成 24 年 4 月 11 日

保健福祉事務所 御中

薬 務 課

実務経験証明書に関する Q & A について (通知)

平成 24 年 3 月 30 日付けで厚生労働省医薬食品局総務課から通知がありましたので、お知らせします。

なお、次の関係団体へは別途通知済みです。

(通知済み団体)

社団法人神奈川県薬剤師会

社団法人神奈川県医薬品登録販売者協会

社団法人神奈川県医薬品配置協会

神奈川県医薬品配置協同組合

一般社団法人神奈川県登録販売者協会

問い合わせ先

薬事指導グループ 竹松

電話 045-210-4967



事 務 連 絡
平成 2 4 年 3 月 3 0 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

実務経験証明書に関するQ&Aについて

平素より厚生労働行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

薬事法の一部を改正する法律 (平成 1 8 年法律第 6 9 号) の施行後の一般用医薬品販売制度については、平成 2 2 年 2 月 9 日付け及び平成 2 2 年 7 月 1 日付け厚生労働省医薬食品局総務課及び厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡「一般用医薬品販売制度に関するQ&Aについて」によりお知らせしたところですが、今般、薬事法の一部を改正する法律の一部の施行についての一部改正について (平成 2 4 年 3 月 3 0 日付け薬食発第 0 3 3 0 第 2 号厚生労働省医薬食品局長通知) を発出したことに伴い、別添のとおり、登録販売者試験における実務経験証明書について、Q&Aを作成したので、業務の参考としていただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。



実務経験証明書に関するQ&A

問1 登録販売者試験の実務経験証明に用いる別紙様式1及び別紙様式2において、勤務簿の写し又はこれに準ずるものの提出が求められているが、「これに準ずるもの」とは何か。

(答) 労働基準法の規定により作成される賃金台帳、労働時間の記録に関する書類(出勤簿、タイムカード等)等、薬事に係る法令以外の法令の規定により、労働時間に関する記録が客観的に確認できるものを指す。

ただし、実務経験の証明者が個人事業主であって、各種法令の規定による記録の提出が困難である場合には、営業日報等をこれに準ずるものとして取り扱って差し支えない。